

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○管理理容師として修了しなければならない い講習会の指定 (生活衛生課)	149
○指定管理者の指定 (健康福祉総務課)	150
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に 関する政令に基づき知事が定める数 (医療保険政策課)	151
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産事務所)	〃
○基本測量の実施 (用地課)	〃
○公共測量の終了 (〃)	〃
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	152
○道路の供用開始 (〃)	〃
○指定管理者の指定 (住宅政策課)	〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認 可 (山城北土木事務所)	153
公 告	
○専修学校の設置認可 (文教課)	〃
○専修学校の廃止認可 (〃)	〃

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	153
○都市計画下水道事業の施行 (下水道政策課)	154
府 議 会	
○京都府議会会議規則の一部を改正する規則	155
○府議会定例会の閉会	〃
○意見書	〃
公 安 委 員 会	
○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車 又は駐車に係る者による合意に係る告示	156
人 事 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改 正する規則	〃
労 働 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改 正する規則	〃

## 告 示

### 京都府告示第129号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師として修了しなければならない講習会を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 講習会の主催者

- 主催者 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JM  
Fビル笹塚01(8階)

#### 2 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
令和8年8月17日(月) 8月24日(月) 8月31日(月)	コラボしが21 (大津市打出浜2の1)

#### 3 講習科目及び講習時間

- 公衆衛生 4時間
  - 理容所の衛生管理 14時間
- 計 18時間

#### 4 受講予定人員 10名

#### 5 受講料 20,000円

#### 6 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブ  
ロック事務所  
大阪市中央区谷町一丁目3番1号 ソフィア大手前  
ビル401号  
電話 (06) 6942-6453

## 京都府告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立洛南寮
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立こども発達支援センター
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立心身障害者福祉センター
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立視力障害者福祉センター
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立桃山学園
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立東山母子生活支援施設
- 2 指定管理者 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水

町375番地

社会福祉法人京都市社会福祉事業団

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月 31 日まで

京都府告示第136号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第 9 条第 3 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項、第10条第 3 項、第 6 項及び第 7 項、第11条第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに第11条の 2 第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 令第 9 条第 3 項の規定により知事が定める医療費指数反映係数は、1 とする。
- 2 令第 9 条第 5 項の規定により知事が定める一般納付金所得係数は、0.8537900432657 とする。
- 3 令第 9 条第 8 項の規定により知事が定める一般納付金基礎額調整係数は、0.9593580319086 とする。
- 4 令第 9 条第 9 項の規定により知事が定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 5 令第10条第 3 項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.8504070791887 とする。
- 6 令第10条第 6 項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、0.999999991861 とする。
- 7 令第10条第 7 項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 8 令第11条第 3 項の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数は、0.8269098643133 とする。
- 9 令第11条第 6 項の規定により知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数は、0.9999999978686 とする。
- 10 令第11条第 7 項の規定により知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 11 令第11条の 2 第 3 項の規定により知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、0.8537900432657 とする。
- 12 令第11条の 2 第 6 項の規定により知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、0.9999999902629 とする。
- 13 令第11条の 2 第 7 項の規定により知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。

京都府告示第137号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 4 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第 2 項の規定による同意があったものと認めた。

令和 8 年 3 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
伊 根 町 区 域	小型合併漁業であって伊根地区で営む漁業

京都府告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和 8 年 3 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都府全域
- 2 測量の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 測量の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

京都府告示第139号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の地域の公共測量（令和 7 年京都府告示第634号）が令和 8 年 2 月 27 日終了した旨測量計画機関の長である南山城村長から通知があった。

令和 8 年 3 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
相楽郡南山城村全域



京都府告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月24日から令和8年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 175号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字岡田由里小字沓番田972の2から 舞鶴市字岡田由里小字下市10358の1まで	前	最小 16.2 <sup>m</sup> 最大 48.2	71.0 <sup>m</sup>
	後	最小 19.3 最大 50.3	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 田井中田線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字田井小字地藏田10027の8から 舞鶴市字大山小字黒滝10060の67まで	前	最小 14.6 <sup>m</sup> 最大 34.9	140.2 <sup>m</sup>
	後	最小 27.8 最大 37.2	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月24日から令和8年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 175号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字岡田由里小字沓番田972の2から 舞鶴市字岡田由里小字下市10358の1まで	令和8年3月24日

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 田井中田線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字田井小字地藏田10027の8から 舞鶴市字大山小字黒滝10060の67まで	令和8年3月24日

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称
  - (1) 公営住宅 五か庄団地、野添団地、砂田団地、西大久保団地、三室戸団地、檜島大川原団地、城南団地、水主団地、八幡団地、上津屋団地、岩田団地、八幡男山団地、一休が丘団地、興戸団地、田辺団地、木津団地、山の上団地、北代団地、御牧団地、東佐山団地及び下津屋団地
  - (2) 準公営住宅 砂田団地及び一休が丘団地
  - (3) 特定公共賃貸府営住宅 砂田団地

- (4) 特別賃貸府営住宅 西大久保団地、東佐山団地及び下津屋団地
- 2 指定管理者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号  
近鉄住宅管理株式会社  
代表取締役 陸野 輝
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 京都府告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治田原都市計画下水道事業（平成6年京都府告示第477号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
宇治田原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇治田原都市計画下水道事業  
京都府木津川流域関連宇治田原町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年7月15日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
令和7年京都府告示第173号の事業地から大字郷之口小字向井及び小字末山を除く。
  - (2) 使用の部分  
令和7年京都府告示第173号の事業地のうち大字岩山小字口浄戸、大字立川小字中畑及び小字大下、大字荒木小字立川及び小字前川原、大字贅田小字船戸並びに大字南小字亥子、小字岡之藪、小字村中西、小字下湯川、小字下中道及び小字栗所において事業地を変更する。

## 公 告

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、次のとおり専修学校の設置を令和8年3月13日認可した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設置者	学 科	総定員	開 校 年 月 日
京都経営 専門学校	向日市寺戸町 向畑60の3	学校法人 白都学園	経営学科	人 160	令 8. 4. 1

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、次のとおり専修学校の廃止を令和8年3月13日認可した。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設置者	廃 止 年 月 日
池坊文化学院	京都市下京区室町通四条 下る鶏鉾町491	学校法人池坊 学園	令 8. 3. 31

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
松村産業株式会社  
代表取締役 松村 竹治  
京丹後市峰山町赤坂555番地
- 2 林地開発行為の目的  
土石の採掘（真砂土）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京丹後市大宮町三重小字水戸谷10515番12ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
4.6ヘクタール
- 5 期間
  - (1) 林地開発行為を行う期間

令和 8 年 7 月 26 日から令和 11 年 7 月 25 日まで  
 (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計  
 画期間

平成 17 年 7 月 26 日から令和 17 年 7 月 25 日まで

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
 有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある  
 範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	開発区域から国道 312 号までの接続道路（林道奥寄線）（次の図のとおり）	場内の車両出入口に洗車場を設置し、場内で汚れたタイヤの汚れを落とす。 汚れた場合は、散水車等で清掃を行い、土砂等を除去する。
交通量の増加	〃	朝夕の通勤時間帯における交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の出入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。 出入りの際、運搬車両運転手に対し、車両の通行の安全に関する注意を徹底する。
河川水量の増加	京丹後市大宮町三重地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に調整池を設置し、場内に降った雨水は、全て調整池に集水し、下流の河川に影響を与えない水量を徐々に排水する。 調整池にたまった泥を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	沈砂池としての機能を持たせた調整池を設置することで、泥分を沈下させた後、場外に放流する。
騒音の発生	開発区域から 100m 以内の範囲（次の図のとおり）	作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。 重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 運搬車両の速度を時速 30km 以内とする。 残置森林を設け、周囲との緩衝帯とする。

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波 855 番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野 226 番地
- (4) 松村産業株式会社  
京丹後市峰山町赤坂 555 番地

9 縦覧期間

令和 8 年 3 月 24 日（火）から令和 8 年 4 月 23 日（木）  
 まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和 8 年 3 月 24 日（火）から令和 8 年 4 月 23 日（木）  
 まで

(2) 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 番地  
 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
 （「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所において縦覧に供する。）



都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、事業計画の変更の認可の告示（令和 8 年近畿地方整備局告示第 21 号）があった京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の概要は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業

桂川右岸流域下水道

2 施行者の名称

京都府

3 事務所の所在地

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部下水道政策課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

昭和 48 年建設省告示第 666 号、昭和 54 年建設省告示第 411 号、平成 8 年建設省告示第 238 号及び平成 13 年近畿地方整備局告示第 80 号の事業地のうち、京都市伏見区淀大下津町並びに乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方及び小字北牧方地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、事業計画の変更の認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第22号）があった京都都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び宇治田原都市計画下水道事業の概要は、次のとおりである。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
京都都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び宇治田原都市計画下水道事業  
木津川流域下水道
- 2 施行者の名称  
京都府
- 3 事務所の所在地  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府建設交通部下水道政策課
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
昭和50年建設省告示第1571号、昭和55年建設省告示第1632号、昭和57年建設省告示第1853号、昭和60年建設省告示第63号、昭和61年建設省告示第236号、平成元年建設省告示第1025号、平成4年建設省告示第96号、平成9年建設省告示第1167号及び平成15年近畿地方整備局告示第54号の事業地に綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字向井を加える。
  - (2) 使用の部分  
昭和50年建設省告示第1571号、昭和55年建設省告示第1632号、昭和57年建設省告示第1853号、昭和60年建設省告示第63号、昭和61年建設省告示第236号及び平成15年近畿地方整備局告示第54号の事業地に城陽市奈島下小路、上小路、坊ヶ谷及び池ノ首、市辺西川原、南垣内、上芦原、出川原及び金山並びに中芦原並びに綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈、小字東谷、小字中島、小字畷之浦、小字末田、小字長井野及び小字向井を加え、城陽市奈島十六地内において事業地を変更する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、事業計画の変更の認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第

19号）があった相楽都市計画下水道事業の概要は、次のとおりである。

令和8年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
相楽都市計画下水道事業  
木津川上流流域下水道
- 2 施行者の名称  
京都府
- 3 事務所の所在地  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府建設交通部下水道政策課
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 府 議 会

京都府議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

### 京都府議会規則第1号

#### 京都府議会会議規則の一部を改正する規則

京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 1 府議会定例会の閉会

令和8年2月4日に招集された2月府議会定例会は、令和8年3月12日閉会した。

#### 2 意見書

令和8年3月12日次の意見書を可決した。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発の推進を求める意見書

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、京都市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和8年3月24日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

- 1 合意した者
  - (1) 高槻市企業管理者
  - (2) 京都府公安委員会
  - (3) 高槻市長
  - (4) 京都市長
  - (5) 国土交通省近畿運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を  
する乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
空谷橋	南行	京都市西京区大原野出灰町318の1

- 3 停車又は駐車を  
する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲  
 停車又は駐車を  
する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
東京・日本交通株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号による乗合旅客の運送	たかつきデマンドバス事業

- 4 期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項  
 停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

人 事 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

令和8年3月24日  
京都府人事委員会  
委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則117—7

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和6年京都府人事委員会規則17—2）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

労 働 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日  
京都府労働委員会  
会長 青 木 苗 子

京都府労働委員会規則第1号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第7号様式中「京都府労働委員会会長に」を「京都府労働委員会に」に、「京都府労働委員会を」を「京都府を」に、「京都府

労働委員会会長と」を「京都府労働委員会と」に改める。

別記第9号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り。）」を削る。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「京都府労働委員会会長に」を「京都府労働委員会に」に、「京都府労働委員会を」を「京都府を」に、「京都府労働委員会会長と」を「京都府労働委員会と」に改める。

別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り。）」を削る。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「京都府労働委員会会長に」を「京都府労働委員会に」に、「京都府労働委員会を」を「京都府を」に、「京都府労働委員会会長と」を「京都府労働委員会と」に改める。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り。）」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。